

2026年6月2日

各 位

Global X Japan 株式会社

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF（プレミアム再投資型）	(2858)
グローバルX NASDAQ100・カバード・コール ETF	(2865)
グローバルX 米国優先証券 ETF	(2866)
グローバルX 自動運転&EV ETF	(2867)
グローバルX S&P500・カバード・コール ETF	(2868)
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF	(2236)
グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF	(2252)
グローバルX スーパーディビデンド-US ETF	(2253)
グローバルX チャイナ EV&バッテリー ETF	(2254)
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF（為替ヘッジあり）	(2095)
グローバルX US REIT・トップ 20 ETF	(2018)
グローバルX 米国優先証券 ETF（隔月分配型）	(2019)
グローバルX 超短期米国債 ETF	(133A)
グローバルX 革新的優良企業 ETF	(178A)
グローバルX インド・トップ 10+ ETF	(188A)
グローバルX AI&ビッグデータ ETF	(223A)
グローバルX ウラニウムビジネス ETF	(224A)
グローバルX ステーブルコイン&トークンビジネス ETF（除く日本）	(512A)

2. 変更の内容

ETF の設定解約単位を以下の通り変更いたします。

	変更後	変更前
グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF（プレミアム再投資型）(2858)	10 万口以上 100 口単位	10 万口以上 10 万口単位
グローバルX NASDAQ100・カバード・コール ETF (2865)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX 米国優先証券 ETF (2866)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX 自動運転&EV ETF (2867)	5 万口以上 100 口単位	5 万口以上 5 万口単位
グローバルX S&P500・カバード・コール ETF (2868)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位

GLOBAL X

グローバルX S&P500 配当貴族 ETF (2236)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 口単位
グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF (2252)	5 万口以上 100 口単位	5 万口以上 5 万口単位
グローバルX スーパーディビデンド-US ETF (2253)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX チャイナEV&バッテリー ETF (2254)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF (為替ヘッジあり) (2095)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 口単位
グローバルX US REIT・トップ 20 ETF (2018)	2 万 5000 口以上 100 口単位	2 万 5000 口以上 1 口単位
グローバルX 米国優先証券 ETF (隔月分配型) (2019)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX 超短期米国債 ETF (133A)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX 革新的優良企業 ETF (178A)	5 万口以上 100 口単位	5 万口以上 5 万口単位
グローバルX インド・トップ 10+ ETF (188A)	2 万 5000 口以上 100 口単位	2 万 5000 口以上 2 万 5000 口単位
グローバルX AI&ビッグデータ ETF (223A)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX ウラニウムビジネス ETF (224A)	1 万口以上 100 口単位	1 万口以上 1 万口単位
グローバルX ステープルコイン&トークンビジネス ETF (除く日本) (512A)	5 万口以上 100 口単位	5 万口以上 1 口単位

3. 変更の理由

設定解約単位を変更することによる指定参加者およびマーケットメイカーの流動性供給の活性化を勘案し、変更するものです。

4. 日程

	金融庁へ届出	変更適用日
グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF (プレミアム再投資型) (2858)	2026 年 6 月 25 日まで	2026 年 6 月 26 日
グローバルX NASDAQ100・カバード・コール ETF (2865)	2026 年 6 月 25 日まで	2026 年 6 月 26 日
グローバルX 米国優先証券 ETF (2866)	2026 年 6 月 25 日まで	2026 年 6 月 26 日
グローバルX 自動運転&EV ETF (2867)	2026 年 6 月 17 日まで	2026 年 6 月 18 日
グローバルX S&P500・カバード・コール ETF (2868)	2026 年 6 月 25 日まで	2026 年 6 月 26 日
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF (2236)	2026 年 6 月 25 日まで	2026 年 6 月 26 日
グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF (2252)	2026 年 6 月 17 日まで	2026 年 6 月 18 日

GLOBAL X

グローバルX スーパーディビデンド-US ETF (2253)	2026年6月17日まで	2026年6月18日
グローバルX チャイナEV&バッテリー ETF (2254)	2026年6月17日まで	2026年6月18日
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF (為替ヘッジあり) (2095)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX US REIT・トップ20 ETF (2018)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX 米国優先証券 ETF (隔月分配型) (2019)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX 超短期米国債 ETF (133A)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX 革新的優良企業 ETF (178A)	2026年6月17日まで	2026年6月18日
グローバルX インド・トップ10+ ETF (188A)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX AI&ビッグデータ ETF (223A)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX ウラニウムビジネス ETF (224A)	2026年6月25日まで	2026年6月26日
グローバルX ステ이블コイン&トークンビジネス ETF (除く日本) (512A)	2026年6月25日まで	2026年6月26日

・信託変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

GLOBAL X

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX 日経225 カバード・コール ETF (プレミアム再投資型)

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>10万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>10万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑨ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>10万口以上10万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>10万口以上10万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑨ (略)</p>

グローバルX NASDAQ100・カバード・コール ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p>

GLOBAL X

<p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>
---	--

グローバルX 米国優先証券 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

グローバルX 自動運転&EV ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p>

GLOBAL X

<p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>
---	--

グローバルX S&P500・カバード・コール ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX S&P500配当貴族ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>

グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p>

GLOBAL X

②～⑧ (略)	②～⑧ (略)
---------	---------

グローバルX スーパーディビデンド-US ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑧ (略)</p>

グローバルX チャイナEV&バッテリー ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p>

GLOBAL X

<p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>
---	--

グローバルX S&P500配当貴族 ETF (為替ヘッジあり)

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

グローバルX US REIT・トップ20 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>2万5000口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>2万5000口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p>

GLOBAL X

<p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>2万5000口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>2万5000口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>
---	---

グローバルX 米国優先証券 ETF (隔月分配型)

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX 超短期米国債 ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>

グローバルX 革新的優良企業 ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上5万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p>

GLOBAL X

②～⑧ (略)	②～⑧ (略)
---------	---------

グローバルX インド・トップ10+ ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>2万5000口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>2万5000口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>2万5000口以上2万5000口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>2万5000口以上2万5000口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑧ (略)</p>

グローバルX AI&ビッグデータ ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p style="text-align: center;">②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p>

GLOBAL X

<p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>
---	--

グローバルX ウラニウムビジネス ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1万口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

グローバルX ステータブルコイン&トークンビジネス ETF (除く日本)

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p>

GLOBAL X

<p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>
---	---

以上

<お問い合わせ先>
Global X Japan 株式会社 GXJ_cs@globalxetfs.co.jp